

【問題II】

設問1. (1) 構成要素CとC'におい相違 → 非侵害とも...
しかし均等であるは侵害(68).

⊖ 出願当初の予想中予想の予想不可能~

- 均等要件 ① Cが本質的部分はC
- ② C→C'は同一作用効果
- ③ 製造時C→C'は当業者想到容易
- ④ Aは却り公知のC 当業者推考非容易
- ⑤ Aが却り特許におい~ 特許事情は

(2) 直接(侵害(68))は

101 I) の場合 間接侵害
101 II)

設問2. (1) ① 単独差止可 (i) 100文言上
(ii) 口ヤリヤ
(iii) 将来的

② 単独賠償可 (侵害の事実、損害の発生、因果関係、故意過失)

独占に
書かす

(2) ① 単独差止不可 ⊖ 不作為請求権は可なり
② 単独賠償不可 ⊖ 独占排他的効力は

設問3. 差止可(100)

⊖ 外国においCの行為は非侵害と見るが

「輸出」と「製造」に
分け考之可

丁の部品の「生産」(101 I, II)に關しは

家庭的生産が「生産」に入ると同様に

従属説には非侵害との比が
的

海外での生産も入り考之可が妥当

私見 丁の行為は本質的部分の輸出であり
罰せらるべき行為だと思ふ!!!

丁の行為はCの国外特許におい間接侵害 → 非侵害と
見るは不当であり。